

播磨臨海地域道路

(第二神明～広畑)

計画段階環境配慮書 (要約書)

令和2年8月

国土交通省 近畿地方整備局

播磨臨海地域道路（第二神明～広畑） 計画段階環境配慮書（要約書）

令和2年8月 国土交通省 近畿地方整備局

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

項目	内容
第一種事業の名称	播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）
事業予定者の名称	国土交通省 近畿地方整備局
代表者の氏名	国土交通省 近畿地方整備局長 溝口 宏樹
事業予定者の住所	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」である。

第2章 第一種事業の目的及び内容

・第一種事業の目的及び内容

項目	内容
事業の目的	<p>播磨臨海地域の国道2号バイパスは、日常的な渋滞発生により産業活動や観光振興に影響が生じています。さらに、渋滞に付随して追突事故が発生しており、渋滞を迂回する車が生活道路にも進入し生活環境を悪化させています。</p> <p>また、播磨臨海地域には、地震時に液状化が発生する可能性の極めて高い範囲が広く分布し、洪水及び津波発生時には、一部の主要幹線道路で浸水による通行止めが懸念されるため、災害時に機能するネットワークの確保が必要です。</p> <p>以上の産業、渋滞、事故、観光、防災に係る課題を解決するために、本事業は4つの政策目標及び2つの留意事項を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的とします。</p>
事業実施想定区域の位置	<p>起点：兵庫県神戸市</p> <p>終点：兵庫県姫路市</p>
事業の規模	規模：約35km、車線：4車線

・政策目標及び留意事項

政策目標	
製造業の活性化、投資促進	臨海部から阪神方面への連絡時間の短縮
	南北道路における生活交通との混在による渋滞の回避
観光周遊の促進	産業交通の転換による国道2号BPの観光交通の速達性、定時性の向上
交通事故の削減	国道2号BPにおける渋滞解消による追突事故の削減
	南北道路からの産業交通の転換による事故の削減
災害に強いまちづくり	災害時に機能するネットワークの確保
留意事項	
早期整備	課題の大きさを踏まえた対策
	民間投資のスピード感への対応
必要機能の確保	新しい道路に国道2号BPの渋滞が転換するだけにならない仕組みづくり

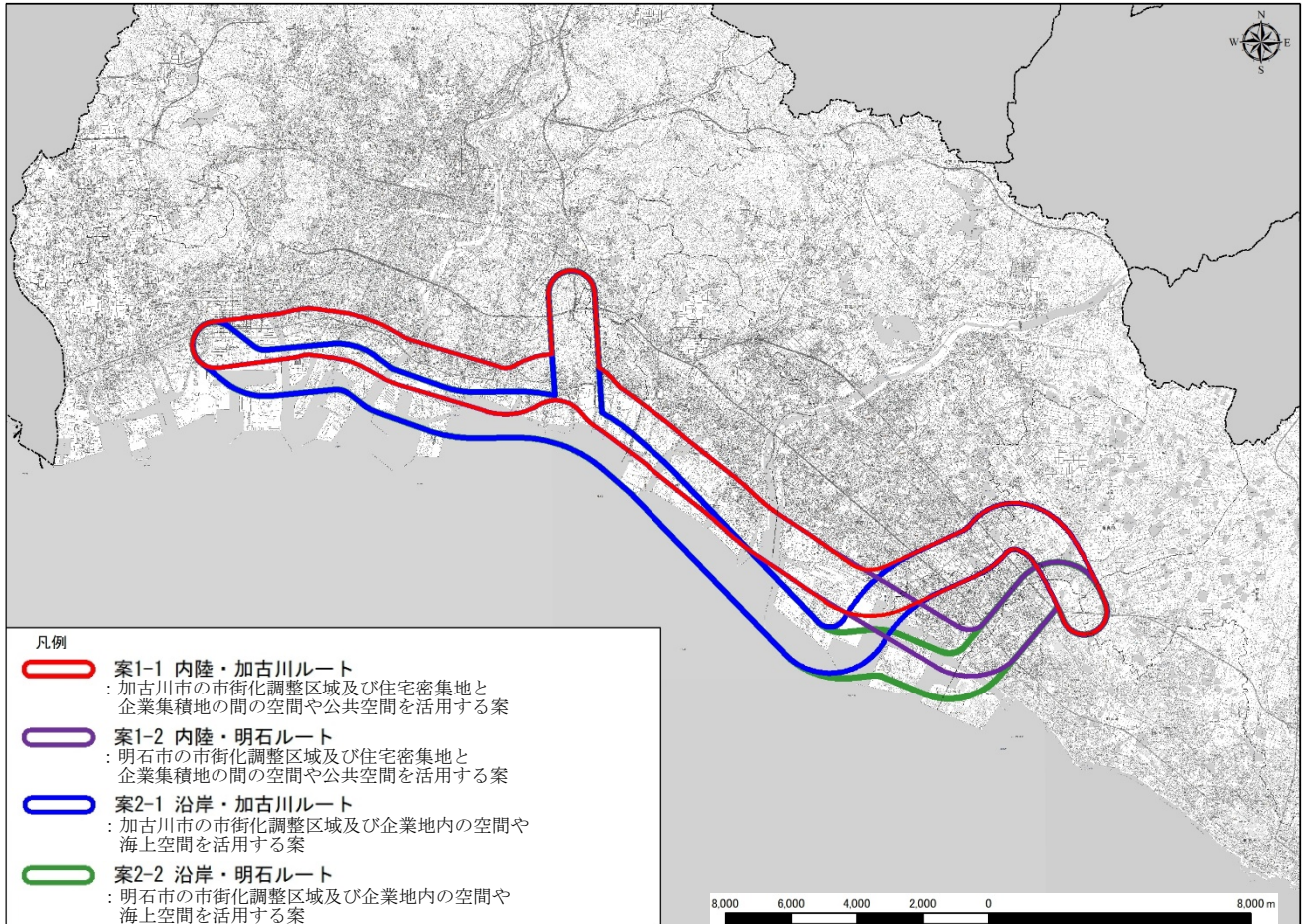


図. 事業実施想定区域と複数案の設定

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲：事業実施想定区域から概ね片側 3km を含む範囲

・事業実施想定区域及びその周囲の概況

項目		内容
大気環境の状況	大気質	一般環境大気測定局 24 局、自動車排出ガス測定局 8 局があり、平成 29 年度の調査では、二酸化窒素は全ての測定局で環境基準を達成し、浮遊粒子状物質は短期的評価で 1 地点が環境基準を超過しています。
	騒音	道路交通騒音の調査地点が 55 地点あり、平成 29 年度の調査ではそのうち 49 地点で環境基準を達成しています。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	重要な動物種であるセトウチサンショウウオ、ベッコウトンボ、ハルゼミ等が生息するとされています。
	植物	重要な植物として天然記念物である浜西のヒメコマツ等、兵庫県レッドリスト 2010 等に指定される 45 の植物群落等が生息するとされています。
	生態系	生態系の保全上重要であって、まとめて存在する自然環境である姫路市東部の自然海浜、仁寿山鳥獣保護区等が存在します。
景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	景観	高御位山（播磨富士）等の重要な箇所（眺望点）が 176 箇所、姫路城等の重要な箇所（景観資源）が 273 箇所存在します。

第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

・計画段階配慮事項の選定

影響要因 環境要素		施設等の存在及び供用		選定理由
		道路の存在	自動車の走行	
大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	騒音		○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
動物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
植物		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生態系		○		事業実施想定区域及びその周囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、自然公園、干潟、自然海浜等が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
景観		○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な箇所（眺望点・景観資源）が存在しています。道路の存在に伴い、景観への影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

・計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

手法 環境要素		調査手法	予測手法	評価手法
大気環境	大気質	既存資料	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
	騒音			
動物		既存資料	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
植物		既存資料	重要な種・群落の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
生態系		既存資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
景観		既存資料	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

・計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果(1)

計画段階 配慮事項	案 1-1 (内陸・加古川ルート)	案 1-2 (内陸・明石ルート)	案 2-1 (沿岸・加古川ルート)	案 2-2 (沿岸・明石ルート)
大気質 ／ 騒音	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>
	沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。			
動物	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。</p>
	内陸ルートは今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により重要な種の生息地を回避する検討が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			
植物	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>
	いずれのルート帯も環境への影響が懸念されるが、影響低減が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

・計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果(2)

計画段階 配慮事項	案 1-1 (内陸・加古川ルート)	案 1-2 (内陸・明石ルート)	案 2-1 (沿岸・加古川ルート)	案 2-2 (沿岸・明石ルート)
生態系	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>
<p>内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。</p>				
景観	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>
<p>内陸ルートでは加古川河口付近、沿岸ルートでは的形付近に重要な箇所が広く分布しており、いずれのルート帯も環境への影響が懸念されることから、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。</p>				

・総合評価

案 1-1 (内陸・加古川ルート)	案 1-2 (内陸・明石ルート)	案 2-1 (沿岸・加古川ルート)	案 2-2 (沿岸・明石ルート)
・各ルート帯とも動物、植物、景観の環境要素において、環境影響は同程度であると評価します。			
・大気質・騒音、生態系の環境要素において環境影響が懸念され、そのうち生態系の環境要素において沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。		・大気質・騒音、生態系の環境要素において環境影響が懸念され、そのうち大気質・騒音の環境要素において内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。	

※今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地、重要な種・群落の位置、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（眺望点、景観資源）への影響の回避・低減に取り組みます。

※各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

第5章 その他環境省令で定める事項

・一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解(1)

複数案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項の意見聴取の結果、重視すべきという意見（“特に重視すべき”、“やや重視すべき”）は、「生活環境（大気・騒音等）への影響が小さい道路」が 74.0%、「自然環境（生態系等）への影響が小さい道路」が 66.4%という結果でした。

一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解(2)

項目	住民等（事業所含む）からの意見の要旨	事業者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に景観への影響を配慮してほしい。 ・ 景観や住民への影響を最大限に配慮した上での利便性の高い整備計画が望ましいと思います。 ・ 生活環境や自然環境が最優先だと思います。 ・ 地域住民の意向を重視し、自然災害時の対策や生活環境への十分な配慮。 ・ 沿岸部・河川への環境対策を入念に！自然保護を第一！ ・ 環境にやさしいのが良い。 ・ 環境保持、遺跡を壊さない。 ・ 環境破壊するような工事はやめてほしい。 ・ 地域住民の住んでいる環境に不都合が出ないようにしていただきたいです。 ・ 環境への影響が少ない道路を作って欲しい。 <p style="text-align: right;">他 139 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートや道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、騒音の配慮が必要。 ・ 生活環境（大気・騒音等）への影響がゼロになることはないけれど極力少なく。 ・ 大気汚染に注意してほしい。 ・ 新設する道路の周辺に住む住居への影響（騒音・振動）をよく考えてほしい。事業費・便利さよりも後々の問題にならないよう配慮願います。 ・ 環境に配慮して欲しい（騒音等）。 ・ 環境への影響や騒音の問題など、ルートの沿線にあたる住民への説明、話し合いをきっちり行い、双方納得が得られるよう取り組むことが大切だと思います。 ・ 極力、人家のあるところは避け、騒音の少ないルートをお願いします。 ・ 騒音の少ない道路としてほしい。 ・ 生活環境が悪化するのが心配。 ・ 住民の生活環境に十分配慮してほしい。 ・ 折角つくるのであれば生活環境への影響を小さくしてほしい。 ・ 生活環境を特に重視してほしい。今より不便にならないようにしてほしい。 ・ R250 の交通が減って環境をよくしてほしい。 ・ 生活環境への影響を最小限をお願いします。 <p style="text-align: right;">他 143 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートや道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動物・植物・生態系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の資源を守る計画にしてほしい。 ・ 生態系の影響が少ない方がいい。 ・ 生活に便利且つ自然を壊さない。 ・ 自然環境を生かして欲しい。 ・ 自然破壊をなるべく少なく。 ・ 自然環境への配慮。 ・ 自然を大切にしながら、すすめて戴きたい。 ・ 自然環境を大切にしてほしい。 ・ 自然災害や環境に配慮したルート帯案は今後より検討して行って欲しい。(但し、コストの問題など現実性を考えるとなかなか難しい気がします) <p style="text-align: right;">他 64 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動植物・生態系等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートや道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

・地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
兵庫県知事	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 道路の位置や規模の設定及び工事計画の策定等にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺の環境についての最新の知見や専門家の意見等をふまえ、生活環境や自然環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>(2) 予測評価の前提となる将来交通量については、本道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路の交通量も含め、将来の交通需要に基づき明らかにすること。</p> <p>(3) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう努めること。</p> <p>なお、インターネットでの図書の公表にあたっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。</p> <p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、国道2号、国道2号加古川バイパス及び国道250号等の交通量の多い道路並びに大規模工場等が複数立地していることから、周辺の主要道路及び大規模工場等を含めた複合影響について考慮すること。</p> <p>(2) 水質</p> <p>県では、令和元年10月に「環境の保全と創造に関する条例（平成7年条例第28号）」を改正し、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、沿岸域の環境の保全、再生及び創出をはじめ、総合的かつ計画的な施策を策定・実施することとしている。また、事業者は、事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならないこととしている。</p> <p>このことから、海側をルート帯として選定する場合は、事業実施想定区域及びその周辺における水質の状況及び藻場・干潟等の分布状況を適切に把握したうえで、水質及び藻場・干潟等への影響の回避・低減のみならず、生物の生息・生育環境の創出の観点からも十分な環境配慮を行うこと。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・本道路の将来交通量については、将来交通需要に基づき適切に設定し、今後の環境影響評価の手續において明らかにします。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手續を行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。 <p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手續きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(3) 地形・地質 事業実施想定区域には、いなみの台地の海成段丘及び小赤壁等を初めとした重要な地形・地質が広範囲にわたって分布している。事業計画の検討にあたっては、これらの重要な地形・地質について、影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行なうこと。</p> <p>(4) 動物・植物・生態系 事業予定者は自然環境への影響について、いずれのルート帯でも「自然環境の考慮すべき箇所は、概ね回避するため、自然環境への影響は小さい」としている。 しかしながら、事業実施想定区域及びその周辺には、「いなみの台地のため池群」、「仁寿山鳥獣保護区」、「姫路市東部の自然海岸」等をはじめとして、生態系の保全にとって重要な自然環境が広く分布している。特に、「いなみの台地のため池群」及び「仁寿山鳥獣保護区」等については、これらの一部分をいずれのルート帯も通過することから、動物・植物・生態系への重大な影響が懸念される。 生態系は一旦改変されると再度復元することは不可能であることから、事業計画の検討にあたっては環境影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(5) 景観 ア 本事業は大規模な道路を新設するものであるため、供用時において周囲へ与える圧迫感や威圧感等の影響を回避・低減すること。 イ 事業実施想定区域及びその周辺には多数の眺望点及び景観資源が存在していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、ウォーキングコース、海水浴場及び各種の公園等が多く存在している。住居及び工場・事業場等が集積している本地域において、これらは人と自然とのふれあい活動のための貴重な場となっていることから、本事業による、触れ合い活動の場の改変、アクセス性の変化及び快適性の変化の観点から十分な環境配慮を行なうこと。</p>	

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(7) 文化財 事業実施想定区域には、多数の有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在している。これらは高い歴史的・文化的・学術的価値を有するものであることから、事業計画の検討にあたって、影響を回避すること。</p> <p>(8) その他 本道路は既存道路と別線として新設することにより、南海トラフ巨大地震に伴う津波や大雨に伴う洪水等による既存道路の寸断が発生した場合でも、地域の交通機能を確保し、災害時の避難・救助等の際に活用できるとされている。 しかしながら、これらの機能を発揮するためには、本道路自体が災害の影響を受けないことが前提である。よって、今後の手続においては、災害時において本道路がこれらの機能を発揮できることの根拠を含めて分かりやすく説明すること。</p> <p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>(1) 環境配慮に係る検討内容及び予測の前提条件 ア 道路の位置、規模及び具体的な工事計画等を明らかにし、これらに関する環境配慮に係る検討内容も含め記載すること。 イ 事業実施想定区域及びその周辺の状況を考慮し、影響が懸念される大気汚染、騒音・振動、景観、動植物及び生態系等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すこと。</p> <p>(2) 大気質、騒音・振動 ア 事業実施想定区域及びその周辺の大部分は市街地であることから、工事関係車両の通行及び造成工事等に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響が考えられる。このことから、工事に伴う環境影響を回避・低減するよう、工事手法及び工事期間等を検討すること。 イ 施設の供用に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による環境影響について、将来交通量及び道路構造等を明らかにしたうえで、適切に予測・評価すること。</p>	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の環境影響評価においては、事業特性を勘案し、大気質、騒音・振動、水質、動植物、廃棄物等各環境項目への影響等の環境要素を適切に選定し、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・ なお、予測評価にあたっては、本道路の将来交通量や工事手法等を検討し、予測の前提条件を明らかにします。 ・ また、工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、事業実施段階において、関係法令等に基づき適切に処理します。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
兵庫県知事	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>(3) 水質 事業実施想定区域内には「播磨五川」と呼ばれる、播磨灘に流入する主な5つの河川の内、加古川、市川、夢前川の3つの河川の下流及び河口域が存在しているほか、播磨灘沿岸部の広い範囲が含まれている。水中に橋脚を設置する場合、工事に伴う底質の巻上げによる水質への影響、施設の存在による水流への影響等が考えられることから、十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(4) 廃棄物等 工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、適切な処理計画を策定し、環境影響評価方法書に記載すること。</p> <p>(5) 温室効果ガス 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー使用量の少ない施工方法の採用、工事用車両等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	
神戸市長	<p>計画段階環境配慮書の案で示された複数のルート帯案によると、全ての案において、神戸市域が一部含まれており、ルート帯周辺には住居が存在していることや、第二神明道路との接続地点の新設により、接続先も含めて交通量が増加する可能性がある。</p> <p>そのため、計画段階環境配慮書以降の図書において、事業実施に伴う大気質、騒音、日照をはじめとする環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境影響を可能な限り回避又は低減する措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本配慮書においては、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観について予測及び評価を行いました。 ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
姫路市長	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 環境影響評価の実施に当たって、可能な限り、予測し得る最大リスクを考慮するとともに、最新の文献値等のデータを使用し、また、本市の最新の計画等と整合性を図るように努めること。</p> <p>(2) 詳細なルート選定及び道路構造の検討に当たって、大気環境（大気質、騒音・振動）、水環境、動物、植物、生態系及び景観等の各環境要素について、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(3) 今後、本計画に伴う環境影響を回避又は低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(4) 環境影響評価の手続きにおいて、事業計画の検討過程等について、積極的な情報公開に努め、住民等に分かりやすく、丁寧に説明を行うように努めること。</p> <p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気環境（大気質、騒音・振動） 事業実施想定区域及びその周辺には、学校、保育所及び病院等、特に環境保全上の配慮が必要な施設並びに住宅地が存在することから、これらに配慮した詳細なルートを選定し、工事中及び供用時における大気質及び騒音・振動等による影響について、適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(2) 水環境 建設工事による濁水等が海域、河川及び地下水等の公共用水域に影響を及ぼす場合は、地形及び流況等を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 土壌汚染 建設工事による有害物質を含む土壌汚染が懸念される場合は、調査、予測及び評価を行い、また、不要になった土壌は、適切に処分すること。</p> <p>(4) 動物、植物、生態系 道路の総延長が30kmを超える規模であり、分断される丘陵地間の動物の移動等への影響が予想されることから、その影響について、調査、予測及び評価を行うこと。 また、海域、河口及び砂浜等に道路及び橋梁等を設置する場合は、動植物及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ 今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の文献や専門家等の意見、関係自治体の最新の計画等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・ 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行うとともに、積極的な情報公開に努めます。 <p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

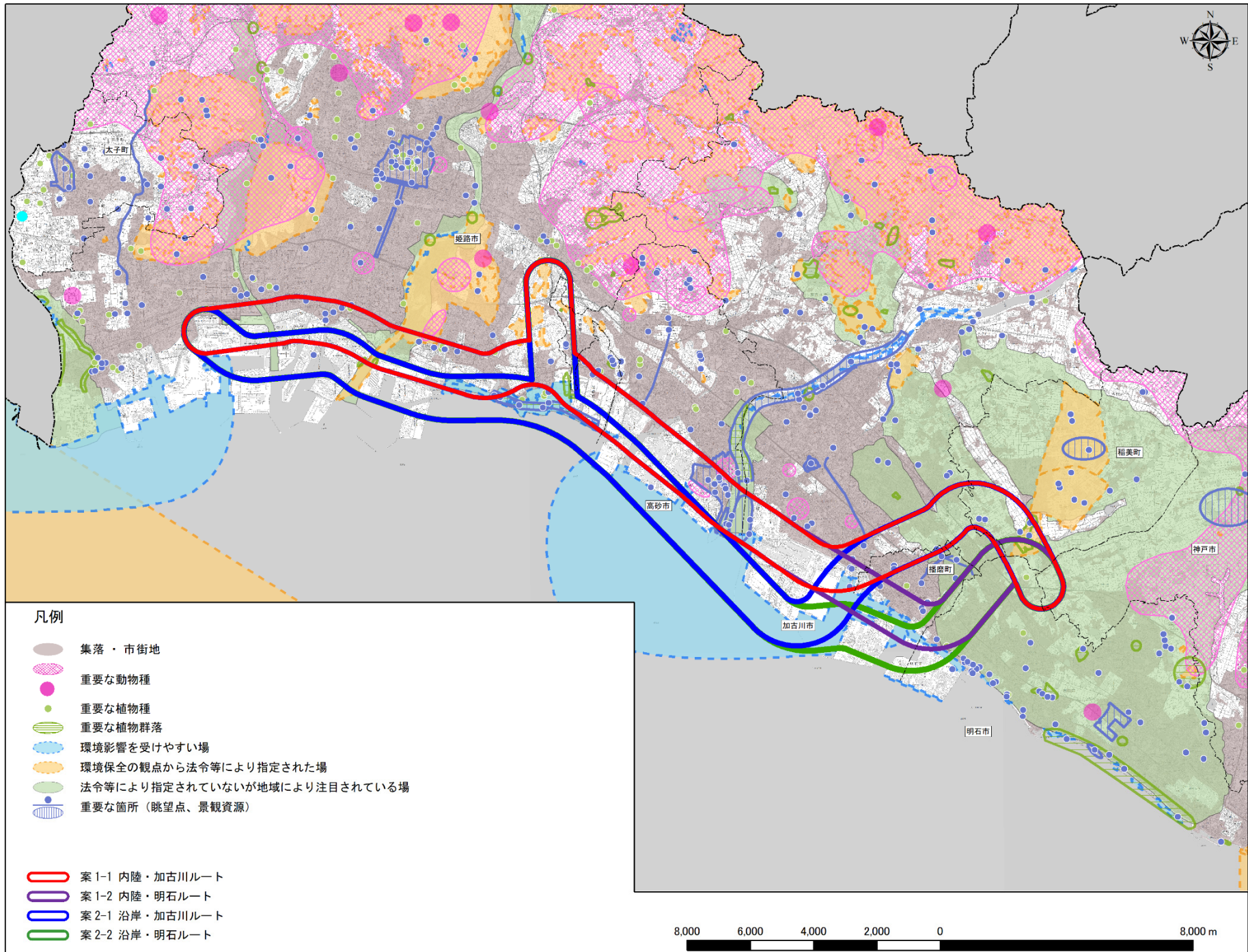
地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
姫路市長	<p>(5) 景観 事業実施想定区域及びその周辺には、小赤壁、伝統行事等の景観資源が存在することから、道路及び橋梁等の構造物は、眺望景観に十分配慮すること。</p> <p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、浜手緑地をはじめ、公園、散策路等が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(7) 廃棄物等 工事中において発生する掘削土砂等について、可能な限り、再資源化を推進し、処分量の削減を図ること。</p> <p>(8) その他 姫路市緑の基本計画に基づき、緑の保全、活用、創出の各種施策を推進し、緑の持つ環境保全機能の確保や機能回復に十分配慮すること。</p>	

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
明石市長	<p>法第三条の三において配慮書に記載すべき事項が規定されていますが、送付頂いた配慮書の案には、いずれも具体的な記載がありませんので、意見を述べるためには情報が不足しています。その上で計画段階配慮事項に係る検討を行う際に、考慮いただきたい点を以下に示します。</p> <p>ルート帯案比較表には、生活環境への影響について、案1-2 内陸・明石ルートに「生活環境への影響が懸念される」と記述され、また、案2-2 沿岸・明石ルートに「他案に比べ影響する範囲は少ない」と記述されています。しかしながら、本市域内においては、どちらの案もほぼ同様のルート帯となっており、住居系の用途地域が多くを占める地域を通過しています。</p> <p>環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、住居の用に供される地域は、昼間55dB以下、夜間45dB以下となっています。一方、道路に面する地域は、昼間60dB以下、夜間55dB以下となっており、さらに、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から距離が20メートルの範囲を近接空間と定義され、昼間70dB以下、夜間65dB以下となっています。そのため、播磨臨海地域道路開通後は相当の範囲で環境基準が大幅に緩和されることとなり、多大な生活環境への影響が発生します。</p> <p>大気質、振動等についても、生活環境への影響が同程度の範囲に及ぶものと想定され、相当の影響が懸念されます。</p> <p>また、いずれのルート帯案にも、ため池、農地が含まれていることから、動植物及び生態系への影響が懸念されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手續きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
加古川市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 (交通対策) 計画道路本線はもちろん、周辺道路の交通量の変化に伴い発生する渋滞等による騒音・振動・排出ガスの影響についても評価を行なわれたい。 2 (環境基準) 計画道路の設計にあたっては、計画道路本線及び乗り口・降り口付近において自動車走行によって発生する騒音・振動・排出ガスについては定められた環境基準及び許容限度等を満足するよう配慮されたい。 3 (苦情対応) 建設期間中においては、騒音・振動・粉塵等の公害発生防止に努め、苦情等が生じた場合には誠意をもって対応されたい。 4 (届出義務) 大気汚染防止法第18条に基づく一般粉じん発生施設など環境法令に基づく特定施設等を設置する場合には、各関係法令を遵守し、遅滞なく届出等されたい。 5 (土壌汚染) 土地の形質変更を行う際には、土壌汚染対策法第4条に基づき遅滞なく届出すること。また対象区域内においては、同法に定める特定有害物質によって土壌及び地下水を汚染し、また汚染を拡大することのないよう施工されたい。 6 (自然環境) 当該道路事業の付近には、加古川河口等重要な自然環境が存在するため、事業による影響がでないよう、生物多様性基本法第14条及び第15条に基づき必要な措置を講じられたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルート的位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・ 事業実施時の各種届出等については各関係法令を遵守し、地域特性を勘案しながら汚染拡大等の防止に努めます。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
高砂市長	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動 事業実施想定区域には大規模工場があることから、大気質への影響について十分に配慮するとともに、住居地域がある内陸ルート帯については住居地域があることから、特に騒音・振動についても十分に配慮すること。 また、工事の実施については、排ガス、粉じん及び騒音・振動等、また、工事車両の通行に伴う生活環境への影響について、十分に配慮した工法等を検討すること。</p> <p>(2) 水質 事業実施想定区域には、港や河口があることから、橋脚を設置する場合には、工事による底質の巻上げ等の水質への影響について、十分に配慮すること。 沿岸ルート帯には漁場、二枚貝等の養殖場及び藻場育成施設があることから、水質及び漁業への影響について、十分な配慮をすること。</p> <p>(3) 地質 内陸ルート帯には、高砂西港のPCB汚染汚泥を浚渫し固化処理した高砂西港PCB固化汚泥盛立地があり、平成26年に恒久化対策を実施したところであることから、当該盛立地を掘削することはできない。また、周辺に橋脚を設置する場合は、当該盛立地への影響を十分に配慮すること。</p> <p>(4) 動物・植物・生態系 動物・植物・生態系については、自然環境への影響を十分に配慮した上でルートを選定すること。</p> <p>(5) 景観・人と自然との触れ合いの場 大規模な道路の新設は、景観に大きな影響を与えるおそれがあることから、周辺への影響をできる限り低減すること。 内陸ルート帯には、高砂地区が景観形成地区に指定され、景観を活かしたまちづくりが推進されていることから、地域景観への調和について、十分な配慮を行うこと。 事業実施想定区域には高砂海浜公園・向島公園やあらい浜風公園等の人と自然との触れ合いの場があり、景観も含めて十分に配慮すること。</p> <p>(6) 文化財 事業実施想定区域には多くの文化財が存在することから、ルート帯の選定にあたっては十分に配慮するとともに、文化財を含む景観への影響についても十分に配慮すること。</p>	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目やPCB固化汚泥盛立地等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
高砂市長	<p>2. その他</p> <p>本事業計画及び環境影響評価の内容について、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めながら事業を進めること。</p> <p>また、インターネットでの図書の公表について、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等の積極的な情報提供に努めること。</p>	<p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。
播磨町長	<ul style="list-style-type: none"> 本事業計画を進めるにあたり、事前に地域住民や沿線住民に、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分に説明を行うとともに、積極的な情報の提供及び意見聴取の実施等を行うなどして、事業推進の理解を得るよう努めていただきたい。また、住民から要望や苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な対応を取っていただくことを求める。 本事業の建設時及び供用開始以降に発生する排ガス・粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響について回避または低減いただきたい。なお、周辺の主要道路や工場等を含めた複合影響についても考慮し、住民の生活環境に配慮いただきたい。 河川や沿岸部の水中に橋脚を設置する場合、水質や水流への影響について、十分な環境配慮を行っていただきたい。また、本事業実施による漁業への影響についても考慮していただき、良好な環境となるよう配慮いただきたい。 本事業実施により発生する環境への影響について、土壌環境、動植物及び生態系、景観、文化財、廃棄物、温室効果ガスの面からも適切に予測・評価し、環境への影響の回避または低減いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行います。 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
稲美町長	<p>播磨臨海地域道路の計画段階評価に係る計画段階環境配慮書の案について、事業実施に向けては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響を配慮するとともに、農産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避、低減に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートや位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。



本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 1JHf 1270
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。